

珠洲市復興計画基本方針

令和 6 年 4 月

珠洲市

復興計画基本方針の策定にあたって

本年1月1に発生した令和6年能登半島地震は、能登地方全域に未曾有の被害をもたらしました。多くの尊い市民の人命を失ったほか、宝立町鶴飼・春日野地区や三崎町寺家地区などにおいては、津波による建物の流出や浸水など、壊滅的な被害が生じました。

本市においても被害は市域全域に及んでおり、一瞬にして街並みや景色が一変したばかりか、地形までもが変化しました。また、生活の基盤であるご自宅が大きな被害を受け、さらには勤務先が被災し事業の目途が立たないなど、市民の皆様お一人お一人の日常が大きく変わってしまいました。

今回の大地震により多くの建物は壊れてしまいましたが、本市がこれまで取り組んできた金沢大学と連携した人材育成事業や世界農業遺産の保全・活用、SDGsの推進、トキの放鳥に向けた取り組み、日本中央競馬会の引退競走馬を活かす取り組みのほか、これまで3回にわたり開催してきた奥能登国際芸術祭は「取り組み」であり、決して壊れてはいないと認識しています。

今後もこのような取り組みを復興への光とし、アートや先駆的な技術をベースとした新たな地域づくり、新たな生業（なりわい）づくりに真剣に取り組んでいかなければならないと意を強くしています。

また、復旧・復興にあたっては、市民の皆様のご要望やご提言を真摯にお聞きし、市民の皆様とともに、より良い珠洲市の実現に向けて中・長期的な展望に立った復興を進め、市民の皆様の一日も早い生活の再建と、復旧、さらには本市の復興に向けた取り組みを迅速かつ計画的に実施するため珠洲市復興計画基本方針を策定しました。

この基本方針は、令和6年能登半島地震により被災した市民の暮らしと本市の復旧・復興に向けて、その理念及び基本的な考え方を明らかにするものです。

今後、この基本方針に基づいて「珠洲市復興計画」を策定し、今後、目指すべき方向性や取り組むべき施策、事業等を明確にして、本市の復興に向けた本格的な取り組み、最終的には、「珠洲市まちづくり総合指針」に掲げた「日本一幸せを感じられる珠洲市」の実現を目指します。

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市復興計画基本方針

1. 基本方針策定の趣旨

珠洲市は令和6年1月1日の「令和6年能登半島地震」により、これまでに経験のない甚大な被害を受けました。市民の皆様の住まい、暮らし、日常を早急に取り戻す復旧作業を迅速に進めることと並行して、中・長期的な視点で復興への道を進めなければなりません。

その復興を推進するにあたっては、市としての基本的な姿勢及び考え方、その方向性を示した上で復興計画を策定することが必要であることから、復興計画基本方針を策定するものです。

2. 基本方針と復興計画

(1) 基本方針と復興計画の関係

この基本方針は、市の基本的な復興の考え方や方向性を示したものであり、復興計画は基本方針を基に、市民の「思い」や専門家の「知見」等を反映した復興後の珠洲市の全体像を描くものであります。

(2) 復興計画策定の目的

復興計画策定の目的は、珠洲市の復興をこれからどのような形で進めるべきか、期間・手法・財源等の考え方を示すものであり、市民と行政が共通理解のもと歩んでいくための指針を描くことが目的となります。

復興とは、これからの将来に向けて地域課題の解決なども含めた俯瞰的な視点によるまちづくりの方針でもあり、市民一人ひとりの想いと知恵を活かし、市民と行政、そして関係機関との協働により、「自分たちのまちを創る」という意識の中で策定することが大切です。

(3) 復興計画の位置付け

復興計画を策定する根拠は、最上位計画である「珠洲市まちづくり総合指針(第2期)」及び「珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」において、推進する施策を進めると同時に、既に策定済みである「珠洲市地域防災計画」における「地震災害対策編」第3章第7節、「津波災害対策編」第3章第7節 復興計画に、「市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な現状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する」とあり、これを根拠に策定することになります。

珠洲市まちづくり総合指針（第2期）、珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）、珠洲市都市計画マスタープラン、珠洲市国土強靱化地域計画等々、既存の各種計画書においては、基本的な方針は変わらないとしつつも、「復興計画」の方針により修正が必要な部分は見直しを図ることとします。

3. 復興計画策定の主体

復興計画策定の主体は「市民」です。市民の声を、市民の願いを反映した復興計画を策定しなければなりません。そのために、国、県、大学、関係機関等と協力・連携を図りながら策定していきます。市民の意見を反映するためアンケートの実施や住民説明会等を開催し、市民との意見交換の場を持ちます。



4. 基本理念

本市がこれまで取り組んできた金沢大学と連携した人材育成事業や世界農業遺産里山里海の保全・活用、SDGsの推進、トキの放鳥に向けた取り組み、日本中央競馬会の引退競走馬を活かす取り組み、奥能登国際芸術祭などを復興への光とし、アートや先駆的な技術をベースとした新たな地域づくり、新たな生業（なりわい）づくりを目指す。

市民の皆様や関係の皆様とともに考え、議論し、誰一人取り残すことのない持続可能な復興に向けて連携して進めていく。

本市の取り組みが、今後の我が国のあり方を指し示すこととなるよう、魅力ある最先端の復興を成し遂げる。

5. 復興計画の基本方針

- (1) 先駆的な技術を活用した災害に強い地域づくり
- (2) 生産性の向上を図るなりわいの再建
- (3) 暮らしとコミュニティーの再建
- (4) 安全・安心で魅力ある地域づくり
- (5) これまでの取り組みを活かした持続可能な地域の構築
- (6) DXの推進による「つながる社会」の実現

6. 実施計画

事業の実施計画については、主な復興事業を災害復興ロードマップとして示すと同時に事業の開始から完了までの期間等を提示するものです。ただし、ロードマップは復興計画策定時点での見込みであり、国や県の予算措置や復興業務の優先順位などにより今後も流動的なものになります。

7. 復興計画を推進する組織体制

復興計画策定において、市民の意思や想い、有識者の意見等を幅広く取り入れるために、次の組織を設置し、全庁的な体制で取り組みを推進します。

(1) 珠洲市令和6年能登半島地震復旧・復興本部の設置

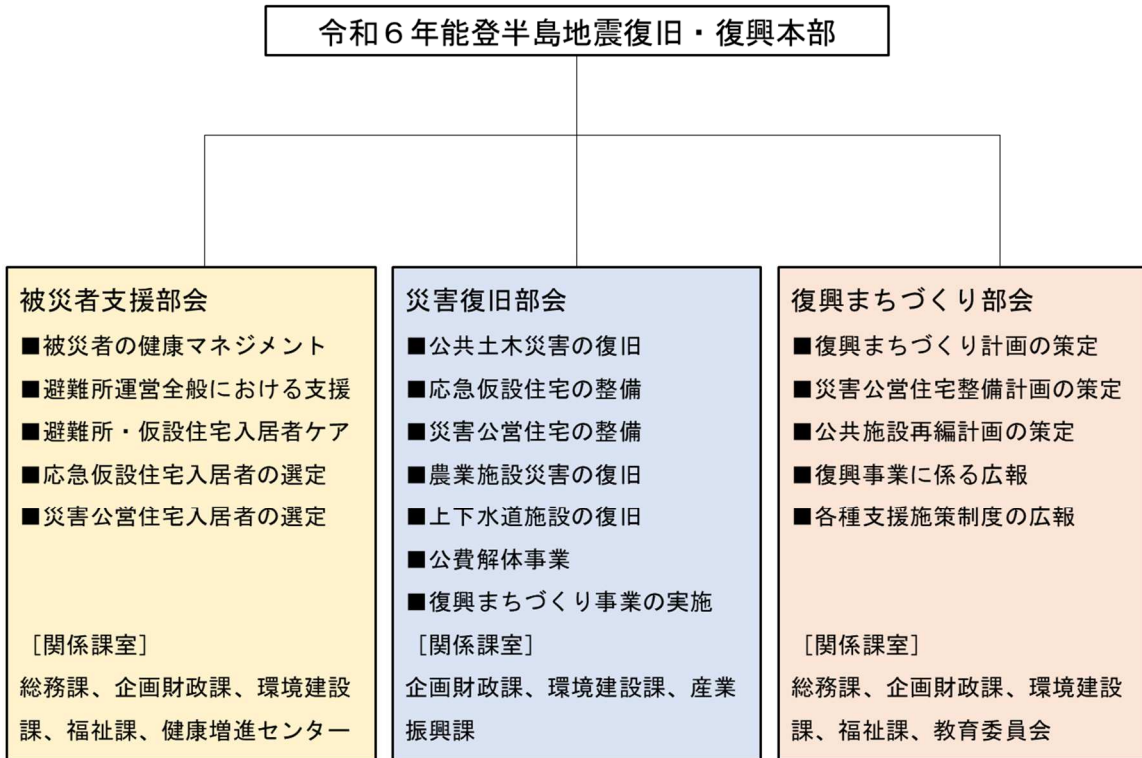
復興に関する方針や施策について、行政内部の最終的な決定機関です。また、復興計画の策定に係る協議や進捗管理、住民説明会の開催などを担います。

(2) 珠洲市復興計画策定委員会の設置

市民の代表者及び各種団体の代表者、大学の学識者等、これまでの経験や知見による意見・提言を取りまとめ、計画に反映させるための組織として設置します。今後、復興までには中・長期間を要するため、若い世代（復興後の責任世代となりうる、現在20～40代の世代）を積極的に参画させます。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進します。また、復興計画策定委員会内に有識者会議を設置し、計画に対して優れた識見からの助言・提言をいただきます。

(3) 部会の設置

行政内部の分野別協議組織であり、3つの部会（被災者支援部会、災害復旧部会、復興まちづくり部会）を設置します。各種復興施策の情報共有や方針の調整・検討を横断的に行います。関連する課室局を基本とする構成メンバーで、必要な場合はテーマに応じて流動的に人員を参集し計画方針を定めます。部会で検討された内容が復旧・復興本部や復興計画策定委員会への情報提供となり最終的な計画に反映されます。



8. 復興計画対象地域の考え方

珠洲市における被害は全域に及んでいることから、区域としては「市内全域」を復興計画対象区域とします。また、被害が大きい産業等については、分野別計画を策定します。

9. 復興計画期間

復興計画期間は、珠洲市の最上位計画である「まちづくり総合指針」と連動した期間が適していると考えられることから、計画期間を6年間（令和6年度から令和11年度まで）に設定し、短期的なものは2年間（令和6年度から令和7年度まで）で取り組みます。

10. 復興計画の進捗管理

復旧・復興に向けた取り組みを着実に遂行するために、復旧・復興本部による進捗管理を実施します。その上で、復興計画の見直しを要する場合は必要に応じて、適宜、復興計画の修正を行います。